

練馬区総合事業サービスコード

令和6年4月1日～令和6年5月31日

練馬区訪問サービス(A2)

(練馬区においては被爆者手帳の提示がある方等に限定して使用)

事業対象者・要支援1・2

令和6年4月22日

水色⇒新設 ※赤太字のコードを修正しました(令和6年4月22日)

黄色または赤字⇒変更

灰色⇒廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1月につき)1週に1回程度の場合	1,176 単位	1月につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(1月につき)1週に2回程度の場合	2,349 単位			
A2	1321	訪問型独自サービス13		(1月につき)1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位			
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスの場合(※上限3,727単位)	287 単位	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合(※上限3,727単位)		179 単位	
A2	2621	訪問型独自サービス23			所要時間45分以上の場合(※上限3,727単位)		220 単位	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合	163 単位		163	
A2	2411	訪問型独自サービスIV	二 訪問型サービス費(IV)(独自)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回まで	268 単位	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービスV	ホ 訪問型サービス費(V)(独自)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) ※1月の中で全部で5回から8回まで	272 単位			
A2	2621	訪問型独自サービスVI	ヘ 訪問型サービス費(VI)(独自)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で9回から12回まで	287 単位			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1月につき)1週に1回程度の場合	12単位減算	1月につき		
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(1月につき)1週に2回程度の場合	23単位減算			
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(1月につき)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算			
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高年齢者虐待防止措置未実施減算	ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の指定相当訪問型サービスの場合(※上限3,727単位)	3単位減算	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合(※上限3,727単位)		2単位減算
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				所要時間45分以上の場合(※上限3,727単位)		2単位減算
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算		-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	1月につき		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	1月につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200 1月につき		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月に つき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回 限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数=イからホまでにより算定した単位数の合計	所定単位数の 137/1000 加算		1月に つき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇 改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		